

利尻島生物群集保護林に含まれる大空川（大空沢）運搬路の取扱いについて （第1回保護林管理委員会での情報提供後の動きと提案）

- 意見交換会（令和3年1月14日付け書面開催 利尻島スノーモービル適正利用協議会主催）
 - ・ 利尻島の国有林内に乗り入れできる枠組みとして、ルール策定を前提に入林として扱うことで提示（東北局月山での事例を参考 スノーモビルの商業利用はしないことを条件）
 - ・ 安全対策など細かなルールの提案のほか「保護林へ乗り入れしない」という項目を明記するよう申し入れ
 - ・ 協議会事務局から①乗り入れ区域案 ②地区ごとのルール が示され、意見交換会メンバーから意見を徴取

- 大空川（大空沢）運搬路の現状
 - ・ 運搬路は治山工事のための道路で、利尻島では小班区画されている
 - ・ 公園法では車馬乗り入れ規制されている区域であっても、道路は例外（歩道も道路に含まれる場合がある）
 - ・ 現状、公園法上では大空沢運搬路は走行できるが、保護林であることから乗り入れしないよう申し入れ

- 提案
 - ・ 公園法と足並みを揃える意味から、大空川（大空沢）運搬路 111 林班二小班、0.38ha の保護林解除を提案する

利尻島生物群集保護林（保護林解除検討（案））

